

# 熊本県公報

第 1 1 2 9 0 号  
平成 17 年 7 月 25 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告示  
○ 道路の区域変更……………(道路総務課) 1
- 公告  
○ 肥料登録事項変更……………(経営技術課) 2
- 肥料登録有効期間更新……………( " ) 2
- 肥料登録……………( " ) 2
- 掲載依頼
- 平成 17 年度第 1 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催……………(土木技術管理室) 2
- 熊本県教育長職務代行者の指定に関する規則の一部改正……………(教育政策課) 3
- X 線マイクロアナライザ装置一式の借入れに係る一般競争入札の入札の実施……………(警察本部) 3
- 平成16年度有明自動車航送船事業会計の定期監査の結果に関する報告(監査委員) 8
- 平成 17 年 6 月 24 日熊本県告示第 832 号(熊本県要保護児童対策地域協議会設置要綱の制定) 中……………(子ども家庭福祉課) 15

## 告 示

### 熊本県告示第 930 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 7 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 7 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	小池竜田 線	熊本市佐土原二丁目 493 番 4 地先から	前	18.0 ～ 25.0	70.3	緊道整
		同所 386 番 1 地先まで	後	22.0 ～ 40.8	56.8	
主要 地方 道	熊本益城 大津線	熊本市佐土原二丁目 494 番 1 地先から	前	24.6 ～ 40.8	123.8	"
		同所 386 番 1 地先まで	後	24.6 ～ 40.8	123.8	

#### 2 区域変更する期日 平成 17 年 7 月 25 日

## 公 告

## 熊本県公告第571号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第16条第2項の規定に基づき公告します。

平成17年7月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更した事項	更新した年月日
熊本県肥第1326号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰6号	熊本磁業株式会社 熊本県玉東町大字山口259	住所 (新) 熊本県玉名郡玉東町大字山口148-1 (旧) 熊本県玉東町大字山口259	平成17年 6月16日

## 熊本県公告第572号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成17年7月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第1326号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰6号	アルカリ分 ：55.0 可溶性苦土 ：6.0	普通肥料の公定規格中炭酸カルシウム肥料の「その他の制限事項」とおり。	熊本磁業株式会社 熊本県玉名郡玉東町大字山口148-1	平成17年 7月24日

## 熊本県公告第573号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成17年7月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1403号	魚かす粉末	魚かす粉末85	窒素全量 ：8.0% りん酸全量 ：5.0%	該当なし	大東肥料株式会社 熊本県八代郡鏡町大字鏡町字郷開1159番地3	平成17年 7月13日

## 登 載 依 頼

## 熊本県公共事業再評価監視委員会公告第1号

平成17年度第1回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年7月 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 開催日時  
平成17年7月27日（水）  
13時30分から17時00分まで
- 開催場所

熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館 5階 審議会室

## 3 議題

- (1) 個表説明
- (2) 事業施策等の説明
- (3) 平成17年度熊本県公共事業再評価対象事業について

## 4 傍聴者の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

## 6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）  
（電話 096-383-1111 内線 6052）

熊本県教育長職務代行者の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年7月25日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

**熊本県教育委員会規則第17号**

熊本県教育長職務代行者の指定に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育長職務代行者の指定に関する規則（昭和59年熊本県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則を第1項とし、第1項中「教育次長（教育委員会事務局事務職員）」を「総括教育審議員」に、「教育次長（教育委員会事務局指導主事）」を「教育次長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、総括教育審議員又は教育次長が複数ある場合の当該職における順位は、事務職員、県立学校教育担当指導主事、義務教育担当指導主事の順とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**熊研公告第41号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年7月25日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 借入物品及び数量

X線マイクロアナライザ装置一式

### (2) 借入物品の規格、品質等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 借入期間

平成17年12月1日から平成25年11月30日まで

### (4) 納入期限

平成17年11月30日(水)

### (5) 納入場所

熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所

### (6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては96月賃借料率で計算すること。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

## 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタルに登録された者であること。

(2) 納入物品の仕様を示す書類を平成17年8月8日(月)午後4時までに4に記載する場所へ提出し、審査を受け、承認を得た者であること。

(3) 熊本県内に本社、支社、又は支店(営業所及び出張所を含む。)を有している者であ

ること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

#### (1) 提出期間

平成17年7月25日（月）から平成17年8月3日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後4時までとする。

#### (2) 提出場所

4に記載のとおり

#### (3) 提出方法

4に記載の場所へ持参により提出すること。

#### (4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

### 4 契約条項を示す場所

熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務係（熊本県警察本部庁舎6階）

郵便番号862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-381-0110 内線 4713

### 5 入札手続等

#### (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

#### (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

##### ア 交付期間

平成17年7月25日（月）から平成17年8月3日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後4時までとする。

##### イ 交付場所

4に記載のとおり

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

平成17年8月11日(木)午後2時から

## イ 場所

熊本県警察本部庁舎2階 201会議室

## (4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に、持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成17年8月10日(水)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

## 6 その他

## (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの額に借入期間月数(96月)を乗じた額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

## (3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ケ 2以上の意思表示をした入札

コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(5) 最低制限価格

無

(6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否  
要

イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（96月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

## 有明海自動車航送船組合監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき実施した平成16年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年7月25日

有明海自動車航送船組合  
監査委員 清浦 義 廣  
同 高 宗 秀 暁

## 定期監査結果

## 1 監査の概要

## (1) 監査対象

平成16年度の有明海自動車航送船事業会計

## (2) 監査実施日

予備監査：平成17年6月1日（水）～2日（木）

委員監査：平成16年7月1日（金）

## (3) 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 清浦 義廣  
同 高 宗 秀暁

## (4) 監査の結果

当組合の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、次のとおり留意すべき事項があったものの、概ね、適正に行われ、計数についても関係諸帳簿、証憑書類と照合点検の結果、正確であることを確認した。

当事業を取り巻く環境は依然として厳しく、長期の航送実績減少が続く中で、平成16年度も航送車両、旅客数ともに減少した。しかし収支では、重油代金値上がりなど費用増大の要因があった中で、平成14年から実施した経営改善計画に基づく人件費などの節減効果が大きく、3期連続しての黒字を確保した。

今後も航走実績の大きな回復は望めない状況であり、引き続いての経費節減に努力する必要がある。

なお、財務会計事務の執行について、軽易な是正すべき事項については、その都度改善を指導した。

## 2 事業の実施概要

平成16年度の車両等の航送実績及び料金収入は次のとおりであり、これを前年度と比較すると別表1のとおりである。

(1) 当年度の車両航送台数は439,076台で、その料金収入は952,014,095円であり、これを前年度と比較すると、台数で27,431台（5.9%）、料金収入で64,189,322円（6.3%）それぞれ減少している。

(2) 当年度の車両同乗旅客数は577,628人で、その料金収入は175,992,009円であり、これを前年度と比較すると、旅客数で57,619人（9.1%）、料金収入で16,131,306円（8.4%）それぞれ減少している。

(3) 当年度の一般旅客数は86,556人で、その料金収入は28,724,686円であり、これを前



年度と比較すると、旅客数で4,916人（5.4%）、料金収入で1,659,981円（5.5%）それぞれ減少している。

### 3 収益的収支の概要

平成16年度の収益的収支は次のとおりであり、これを前年度と比較すると別表2のとおりである。

(1) 総収益は1,179,930,952円、総費用は1,170,096,261円であり、差し引き9,834,691円の純利益となっている。

これを前年度と比較すると、総収益は83,384,729円（6.6%）、総費用は75,939,397円（6.1%）それぞれ減少しているが、前年度に引き続き黒字決算を維持している。

### 4 資本的収支の概要

平成16年度の資本的収入額はない。

資本的支出額は67,586,016円（建設改良費3,851,400円、企業債償還金63,734,616円）である。

なお、資本的支出額に不足する額67,586,016円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額183,400円、及び過年度分損益勘定留保資金67,402,616円で補てんされている。

### 5 財政状況の概況

平成16年度末の資産・負債及び資本の状態は次のとおりであり、これを前年度と比較すると別表3のとおりである。

(1) 資産総額は、2,442,366,020円で、前年度に比べて227,074,405円（8.5%）の減少となっている。

減少の主なものは、船舶70,449,148円（15.4%）、建物14,746,066円（2.5%）現金・預金136,134,021円（16.2%）である。

(2) 負債総額は、275,814,762円で、前年度に比べて173,174,480円（38.6%）の減少となっている。

減少の主なものは、退職給与引当金223,269,955円（61.0%）である。

(3) 資本総額は、2,166,551,258円で、前年度に比べて53,899,925円（2.4%）の減少となっている。

減少の主なものは、借入資本金63,734,616円（20.8%）である。

### 6 資金収支の概要

平成16年度の資金収支の状況は、受入資金2,772,362,576円（前年度繰越金1,497,867,929円、当年度収入金1,274,494,647円）、支払資金1,408,948,415円で、差し引き1,363,414,161円

が翌年度へ繰り越されている。

その内訳は	現 金	5,421,685円
	普通預金	198,342,476円
	定期預金	500,000,000円
	有価証券	659,650,000円

となっており、預金等についてはそれぞれ出納取扱機関等の残高証明等と符合し、正確であることを確認した。